

平成28年9月15日  
赤平市役所 税務課

## 不動産公売のお知らせ

(不動産公売物件買受勧誘書)

市税滞納処分による不動産公売を次のとおり実施しますので、購入を検討いただき、ぜひ、入札に参加してくださいますようお願いします。

見積価額(最低公売価額) ￥237,000-

公売保証金 ￥ 不要 -

売却区分番号		新光 - 1					
公売財産	名 称 ・ 性 質 ・ 数 量 ・ そ の 他						
詳細は別紙のとおり							
公 売 場 所	赤平市役所3階第一会議室	売却方法	入札				
公 売 日 時	平成28年10月4日(火)午後1時00分から午後1時30分まで						
開 札 日 時	平成28年10月4日(火)午後1時31分						
売却決定	場 所	赤平市役所1階税務課					
	日 時	平成28年10月11日(火)午前11時00分					
買受代金納付期限		平成28年10月11日(火)午前11時30分					
買 受 人 の 資 格 等		国税徴収法の規定により一部制限があります。					
そ の 他	1 公売財産は現況とし、面積は登記簿によるものとします。						
	2 公売保証金を納付した後でなければ、入札等をすることができません。						
	3 所有権移転手続の費用(登録免許税等)は、買受人の負担となります。						

また、御希望の方には物件概要と入札手続等を掲載している『不動産公売広報』を送付いたしますので、担当までご連絡ください。

赤平市役所

担当 税務課納税係

TEL0125-32-2219

(別紙)

不動産の表示 所 在 赤平市平岸新光町七丁目 5 番地、4 番地  
家屋番号 5 番の 4  
種 類 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建  
1 階 173.49 平方メートル  
2 階 171.86 平方メートル

以 上

公売日(平成28年10月4日)に準備していただくもの

- 1 代理人の方が入札する場合には、代理権限を証する委任状が必要です。
- 2 法人名で入札なさる場合には、入札書の提出を行う方が代表権限を有することを証する書面(商業登記簿謄本等)を提示してください。なお、代表権限を有しない方が入札の際には、代理権限を証する委任状も必要です。
- 3 印鑑(代理人の方が入札する場合には、受任者の方の印鑑です。)

買受代金納付時(平成28年10月11日)に準備していただくもの

- 1 公売保証金領収書(公売日に交付いたします。)
- 2 住民票の写し 1通(個人名で入札されたとき)  
商業登記簿謄本 1通(法人名で入札されたとき)
- 3 印鑑(代理人の方がお見えになる場合には、受任者の方の印鑑です。)
- 4 買受代金(公売日に納付した保証金を差し引いた金額)
- 5 所有権移転の手続きにかかる費用等
  - (1) 登録免許税(登記手数料) 36,300 円  
納付書により金融機関で登録免許税を納付した後、その際受領した「領収証書」を提出していただきます。ただし、登録免許税が3万円以下の場合は、相当額の収入印紙を提出していただきます。
    - \* 登録免許税の納付書は、国税納付を扱う金融機関(銀行・郵便局等)又は、税務署の窓口に取り揃えています。
    - \* 収入印紙の「販売所」は郵便局、法務局、裁判所等になります。
  - (2) 通信費用(所有権移転のための登記嘱託関係書類の郵送料に使用します。)  
下記の切手を提出してください。  
[概算]  
(ア) 市役所～法務局の往復郵送料。  
簡易書留郵便(310円 + 82円) = 392円 × 2回分の切手  
(イ) 所有権移転の登記済証の郵送を希望される方は、さらに392円分の切手を追加してください。
- 6 代理人の方がお見えになる場合は、代理権限を証する委任状が必要です。

その他

- 1 公売保証金及び買受代金は、現金、あるいは小切手(銀行または信用金庫の振出しにかかるもの、あるいはこれらの金融機関の支払保証のあるものに限ります。)で納付してください。
- 2 その他ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

公 壳 物 件

航空写真



外観状況（正面）



外観状況（側面）



隣地との境界（隣地は、平岸中学校グラウンド）



事務所と玄関との仕切り（引き戸）



動産放置の状況



女子用トイレ



男子用トイレ



天井破損個所



室内の状況



以 上

## 公売財産明細書

売却区分番号	新光-1	見積価額	230,000	円
公売公告番号	第83号	公売保証金	0	円

### 不動産の表示（登記簿の表示による）

所在地 赤平市平岸新光町7丁目 5番地、4番地  
家屋番号 5番の4  
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建  
建物延床面積 1階 173.49m<sup>2</sup>  
2階 171.86m<sup>2</sup> (合計 345.35m<sup>2</sup>)

### 不動産の概要

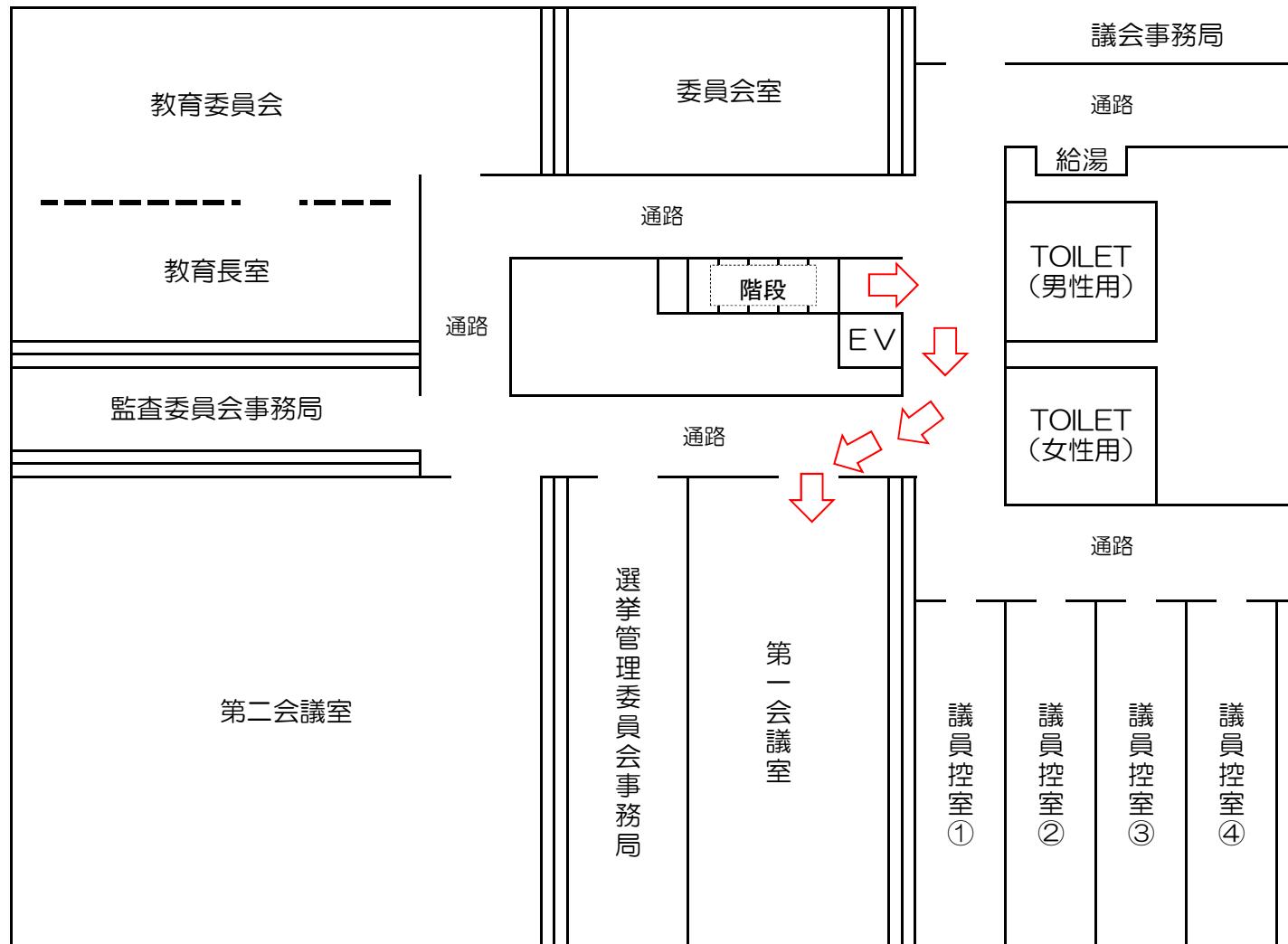
1. 公法上の規制  
準工業地域  
建ぺい率60% 容積率200% 高さ制限は建築基準法による。
2. 接道状況  
対象物件は、北西側で幅員9メートルの舗装市道にほぼ等高にある。
3. 地勢・現状  
対象物件は、平成28年4月現在、横風などによる外壁からの雨水侵入から、一階の一部天井の破損や断熱材が露出している部分があり、建物室内には、パソコン・プリンター・複合機などの事務用機器が残置されている状況です。旧平岸中学校グラウンドが隣にあり、空知川・百戸方面には、山々が綺麗に映り景観は良好ですが、建物から河川に向けてコンクリートの残骸が元の工場部分に残されており、これが景観を損ねています。
4. 占有状況  
公売物件の底地は、土地所有者との賃貸借契約が必要になります。物件底地の所有者から建物に関する事情や契約内容を伺い室内を目視、写真を撮影しております。また、このたびの公売物件は、5番地と4番地に跨り、ふたりの土地所有者が存在し、何れも賃貸借契約の写しには、1平方メートルあたり15円、4番地は敷地面積416.56平方メートル、月額賃料6,248円、5番地は、建物の底地というよりは、河川近くまでの広範囲に及ぶ面積6725平方メートル、月額賃料100,875円との記載があります。5番地につきましては、所有者との分筆にかかる相談や交渉が予測されます。  
この度の借地権割合算入額は、建物図面による1階面積相当額としています。
5. 交通手段  
最寄駅は、JR根室本線「平岸駅」  
最寄りの高速道路ICは滝川、対象物件までの距離は17.7km (23分)
6. 不動産周辺の地図及び図面  
別紙のとおり

その他の事項	建物部分は課税財産、借地権割合による土地参入部分は非課税
問い合わせ先	赤平市役所税務課納税担当主幹 ☎ 0125-32-2219

入札会場までの経路

一階にあるエレベーターをご利用ください

## 不動産公売会場は、市役所の3階です



## 第一会議室拡大図

